

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	厚生労働省大臣官房統計情報部
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	<p>2(4)</p> <p>(1)「医療費統計の整備に関する検討会」におけるSHA手法に関する検討状況及び今後の見通しについて、ご教示いただきたい。</p> <p>(2)保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置づけることについての今後の見通しについてご教示いただきたい。</p>
回 答	<p>医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置付けることを検討するために、有識者を構成員とした「医療費統計の整備に関する検討会」を設置（検討会の開催要項は別添5を参照。）し、本年4月26日に第1回検討会を開催し検討を開始したところである。</p> <p>国民医療費及びSHA手法の現状を踏まえ課題等を抽出し、今後は、推計方法、推計に当たっての課題等について検討をすすめ、その結果をもとに公的統計として位置づけることについて、平成22年度中に検討会としての一定の結論を得る予定である。</p>

医療費統計の整備に関する検討会開催要項

1. 目的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、「医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計）を公的統計として位置づけることについて検討する。」ことが示されており、当該検討を行うに当たり、専門的見地からの意見・助言を得ることを目的とする。

2. 検討事項

検討会は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の「別表 今後 5 年間に講ずべき具体的施策」のうち、「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」 「(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上」について検討を行う。

3. 構成員

別紙のとおり。

4. 運営等

- (1) 検討会は、構成員のうち 1 人を座長として選出する。
- (2) 検討会に座長代理をおくことができる。
座長代理は、座長が検討会の構成員から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (4) 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (5) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (6) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (7) 検討会は、統計情報部長が主催し、その庶務は統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室において行う。
- (8) 前各号のほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

(別 紙)

医療費統計の整備に関する検討会 構成員名簿

(五十音順・敬称略)

岩 本 康 志 東京大学大学院経済学研究科教授

岡 村 智 教 国立循環器病研究センター予防検診部長

廣 松 毅 情報セキュリティー大学院大学情報セキュリティー研究科教授
同セキュアシステム研究所長

前 田 由美子 日本医師会総合政策研究機構研究部専門部長主席研究員

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	厚生労働省大臣官房統計情報部
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
<p>具体的な事項</p>	<p>3(3)</p> <p>「国民生活基礎調査の新体系に関する研究」(平成19~21年度)について、以下の点に関して検討が行われたのかについてご教示いただきたい。検討が行われたのであれば、その検討結果についてもご教示いただきたい。</p> <p>所得票及び貯蓄票の回収率は、都道府県別に異なる可能性があり、そのことが、回収された結果を元に集計される「調査結果の都道府県別表章」の値に影響を与えうること。</p> <p>都道府県別の表章をする際には、都道府県別の回収率に関するある種の情報を併せて提供することが、表章されている推計結果の客観的な解釈のためには必要であること。</p>
<p>回答</p>	<p>「国民生活基礎調査の新体系に関する研究」については、国民生活基礎調査の体系(全体構造)について新たに構築するために必要な基礎的知見を得るための国民生活基礎調査のデータを用いた分析と表章方法の検討、新たな健康票のイメージ、さらに調査の二次利用の望ましいあり方についての学術的提言を行うことを目的として研究を行っており、ご質問の2点については、検討は行っていない。(研究の概要は別添6を参照。)</p> <p>なお、現在、「統計の品質評価に関するWG」において、結果の精度に関する事項(達成精度、回収率等)の表示方法等について、検討を行っているところであり、その結果を踏まえ、対応したいと考えている。</p>

平成 21 年度 厚生統計研究委託 研究報告書

国民生活基礎調査の新体系の構築に関する調査研究

研究の概要

報告者（主任研究者）

橋本 英樹 東京大学大学院医学系研究科 臨床疫学・経済学分野

分担研究者

川上 憲人 東京大学大学院医学系研究科

山岡 和枝 国立保健医療科学院

渋谷 健司 東京大学大学院医学系研究科

近藤 尚己 山梨大学大学院医学工学総合研究部

国民生活基礎調査は、世帯面からの調査として世帯の構成、国民の健康、福祉、所得等の状況を総合的に把握してきたが昭和 61 年の初回調査開始以来長期間経過し、その間の社会経済的環境の変化に対応した調査票設計の必要性が高まっている。加えてサンプリングフレームの見直し、統計法改正への対応なども検討されなくてはならない。そこで本委託研究では、時代の流れに即した国民生活基礎調査の在り方、すなわち国民生活基礎調査の体系（全体構造）について新たに構築するために必要な基礎的知見を得るための国民生活基礎調査のデータを用いた分析と表章方法の検討、新たな健康票のイメージ、さらに調査の二次利用の望ましいあり方についての学術的提言を行うことを目的とした。

先行研究として平成 19 年度には学識経験者及び健康政策策定担当者からの意見聴取を行い国民生活基礎調査の見直しにあたって検討が必要な課題についての整理を行った。これを受けてまず平成 20 年度は、近々の大調査である平成 19 年度データを用いて、実証的に健康の表章のあり方について検討を加えることを主たる目的とした。平成 21 年度では、この成果を踏まえて、1) K6 を中心として都道府県表章の在り方をいかにすべきか、2) サンプリングや調査の実施形態などについての見直しが必要か、3) 2 次利用の在り方はどうあるべきか、などについて、研究を深めた。また前年度に引き続き国民生活基礎調査の個票利用申請を行うとともに、その後続調査である国民健康栄養調査についても個票利用申請を行い、リンケージによるデータ分析の可能性を探り、各票のリンケージの在り方についても考察を深めた。

研究 1（橋本ほか）では K6 の都道府県表象の在り方、また世帯票・健康票の項目とのクロス集計の在り方について検討した。その結果、都道府県表章レベルでは、年齢・性別に加えて第 3 次元のクロス集計を行うのは無理があることから、3 次元以上のクロス集計は全国表章に留め、都道府県別には年齢・性階層による記述に留めるのが望ましいと思われた。

研究 2 および 3 では、現行の大調査年のサンプリング法と比推計による推計方法の妥当性について、理論的ならびにシュミレーションによる検討を行った。現行のサンプリング方法と確率論的サンプリングを比較した場合、後方で精度がやや高いものの母数推計においてはほぼ同等の精度が得られることがシュミレーションを通じて確認された。

研究 4 では系統的未回答による選択バイアスが推計値に与える影響を K 6 を例に検討した。その結果、系統的に未回答が発生している場合、その影響を考慮しないと推計値に無視できないバイアスが生じることが確認された。

研究 5 - 7 では健康票の情報を世帯票や所得票などと組み合わせた場合の分析の可能性をさまざまな研究テーマについて検討した。研究 5 では自覚的健康状態とその他の健康指標との関連を探った。研究 6 では健康票から得られる健康状態・医療関連消費と、所得票を組み合わせて、水平的公平性について検討を行った。研究 7 では健康票の K 6 と、健康票中のその他の情報ならびに世帯票・所得票の情報を組み合わせて、心理的ストレスの社会的決定要因について検討を行った。

研究 8 - 9 では、国民生活基礎調査の調査方法のありかたについて見直しの余地があるかどうかを課題整理するとともに、同統計の 2 次的データ利用(公開利用)に向けた問題点を検討した。また今後健康票の見直しにあたって、検討すべき質問項目についていくつかの提案を行った。

研究 10 - 11 は、国民生活基礎調査と後続調査である国民健康栄養調査の個票をリンクしたデータをもとに、両統計のより高次の分析結果の表章の在り方について検討を行った。具体的には研究 10 では、自覚的健康指標の報告バイアスの検討を昨年研究の延長として実施し、新たに健康栄養調査から得られた客観的健康指標をモデルにいれて、モデルの精緻化を図った。研究 11 では健康栄養調査各項目について、年齢・性別に加えて、就労・婚姻・世帯消費額・世帯構成・健康状態などとの関連を検討し、生活習慣や身体状況に影響する社会経済的要因を検討した。

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	厚生労働省大臣官房統計情報部
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
<p>具体の事項</p>	<p>3(8)</p> <p>(1) 雇用創出・消失について、労働者属性(特に、創出・消失のあった労働者の労働時間ベースの情報)についても把握しているのかについてご教示いただきたい。</p> <p>(2) 雇用創出・消失については、労働時間ベースと人数ベースではその量の把握が異なる場合がある。例えば、「週間労働時間40時間の正規雇用者1人の創出」と、「週間労働時間20時間の非正規雇用者2人の創出」は、人数ベースでは後者が前者の2倍だが、労働時間ベースでは同じである。このような点にも配慮して指標推計方法の研究を進めているのかについてご教示いただきたい。</p>
<p>回 答</p>	<p>雇用創出・消失については、雇用動向調査の結果を用いて指標の開発をすることとしている。当該調査は記入者負担の観点から各労働者の労働時間や単位労働時間あたりの人数は調査しておらず、ご指摘の点を考慮して研究を進めることは難しい。</p>

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	厚生労働省大臣官房統計情報部
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
<p>具体の事項</p>	<p>(9) 電子レセプトのデータに関しては、平成23年度までに国家レベルのナショナルデータベースが構築されることが予定されている。このナショナルデータベース構築を踏まえた、統計作成へのレセプト情報の利活用の見通しについてご教示いただきたい。</p>
<p>回 答</p>	<p>ナショナルデータベースのレセプト情報の利活用については、平成23年調査以降への行政記録情報の活用可能性について検討している。(参考として別添7参照。)</p>

Ⅲ. 分野別戦略 — 2. 地域の絆の再生

(1) 医療分野の取組

【重点施策】

匿名化されたレセプト情報等を一元的なデータベースとして集約し、広く医療の標準化・効率化及びサービスの向上に活用可能とする仕組みを構築する。

【具体的取組】

企画委員会の下にタスクフォースを設置した上で、関係省庁が連携して以下の施策に取り組む。

i)～ii) (略)

iii) レセプト情報等の活用による医療の効率化

匿名化されたレセプト情報等をデータベースとして、厚生労働省で集約することを一層推進し、2011年度早期にレセプト情報(診断群分類に係るコーディングデータを含む)、特定健診情報、特定保健指導情報を外部に提供するため、2010年度中に有識者からなる検討体制を構築し、データ活用のためのルール等について結論を得る。

【内閣官房、総務省、厚生労働省、経済産業省等】

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	国立社会保障・人口問題研究所
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	別紙 2 社会保障給付費について、基幹統計化に向けての見直しをご教示いただきたい。
回 答	<p>平成 21 年度における検討（ 2（ 3 ）の回答を参照。）に引き続き、今後とも、</p> <p>ESSPROS や SOCX 等の各種国際基準に関する調査・確認 SNA との整合性の向上に向けた内閣府との意見交換 厚生労働省「医療費統計の整備に関する検討会」への協力</p> <p>などを継続していくとともに、これらを通じて得られた成果を踏まえつつ、当研究所の「社会保障給付費」の在り方について総合的な検討を行うこととしており、平成 25 年度までの間のできるだけ早期に、基幹統計としての整備ができるように着実な準備を進めてまいりたい。</p>